

## V 航空英語能力証明申請

---

航空英語能力証明申請書類・学科試験及び実地試験の両方を受験する場合

---

航空英語能力証明申請（提出書類はすべてA4サイズとする。）

1. **学科試験及び実地試験の両方を受験する必要がある者**

[通常の申請]

(1) 学科試験受験申込時

(ア) 航空英語能力証明申請書(規則第19号様式) ----- 1通

(イ) 納付書(規則第31号様式) ----- 1通

[手数料相当の収入印紙を貼付のこと。消印したものは無効]

(ウ) 返信用窓付封筒(受験票及び結果通知書送付用) ----- 2通

[指定封筒(通常切手を貼付)]

(2) 学科試験受験時

(ア) 受験票 ----- 1通

[持参しなかった場合は受験できない。切り離したものは無効]

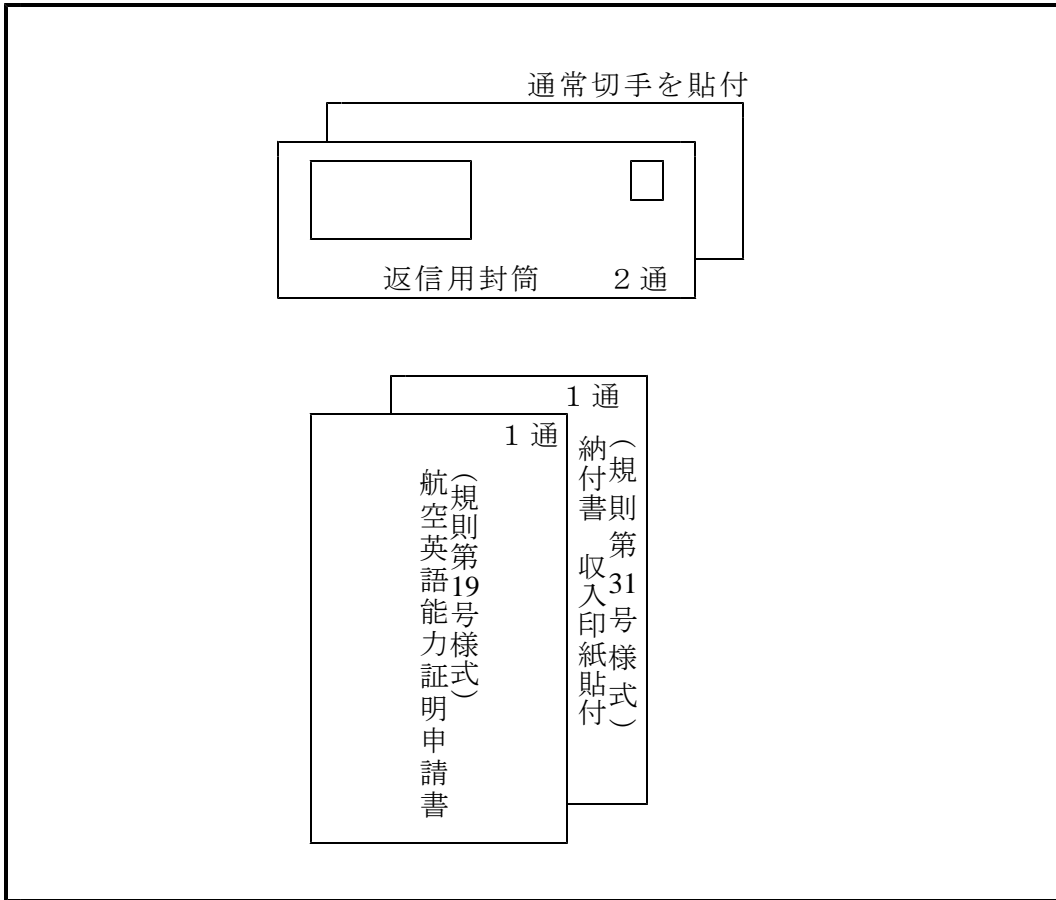
(イ) 写真 ----- 1葉

〔受験前6ヶ月以内に、脱帽、上半身、無背景を写したものを。〕

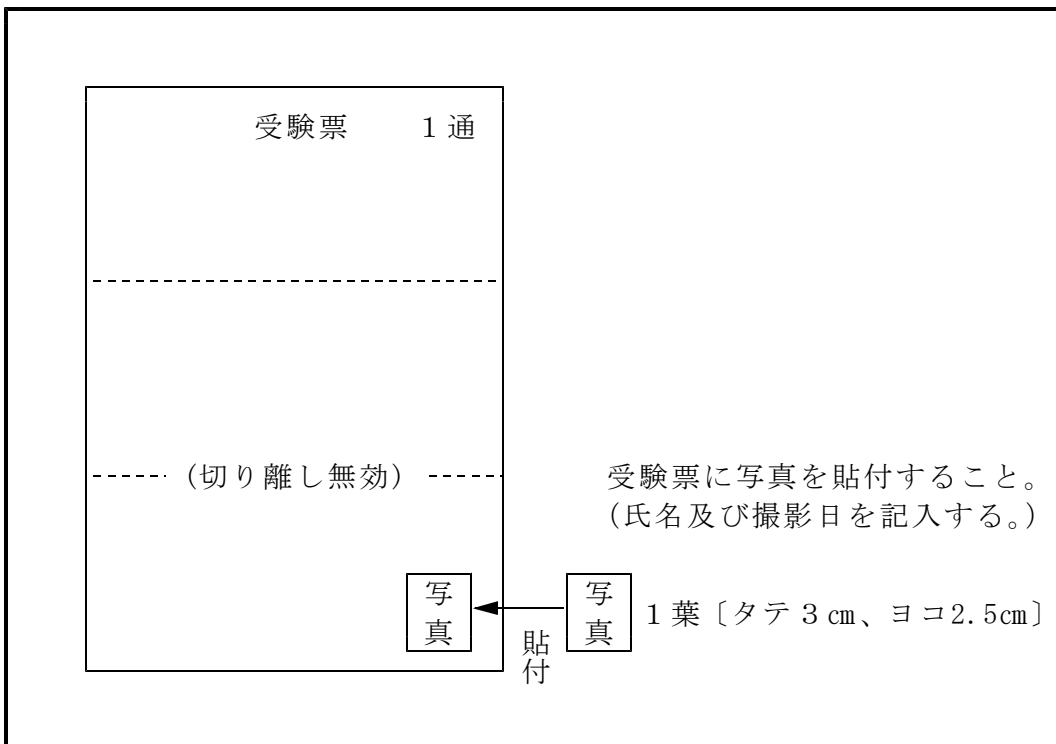
裏に氏名及び撮影年月日を記入すること。

〔タテ3cm、ヨコ2.5cm。受験票に貼付すること。〕

### 学科試験受験申込時



### 学科試験受験時



38-4 申請書類 ⑪

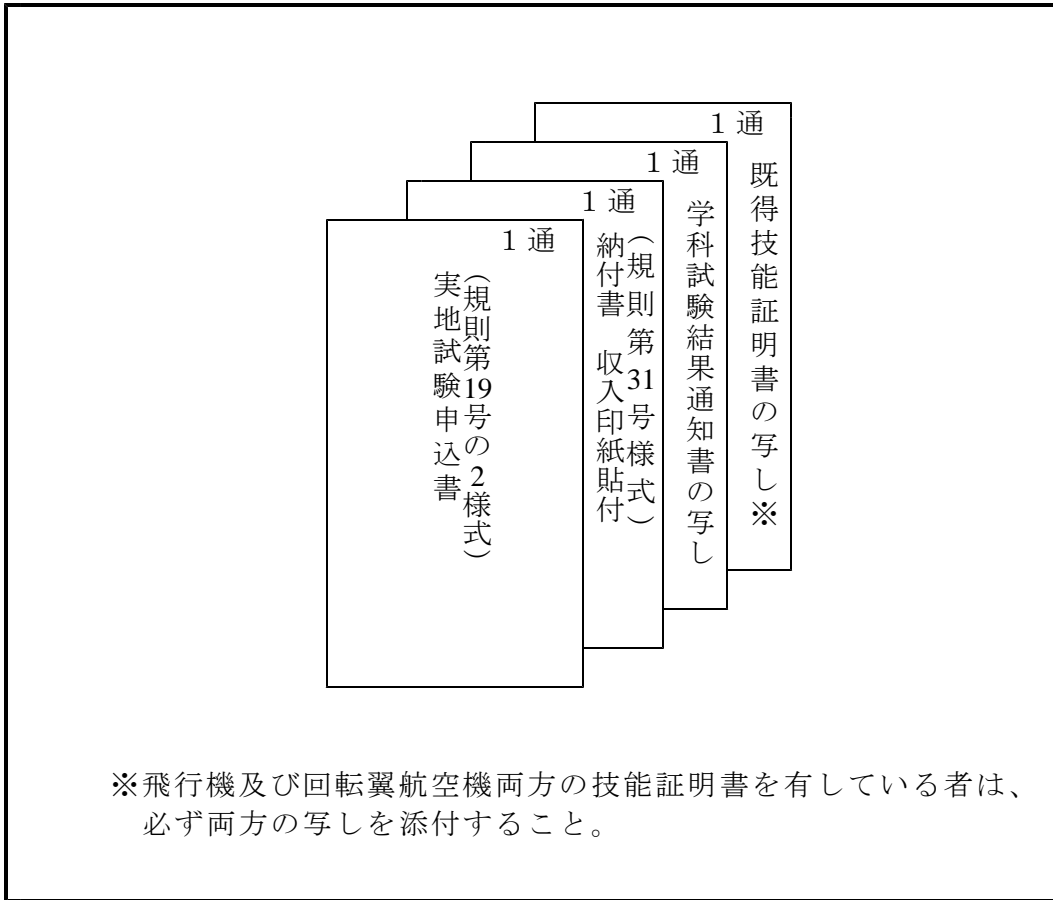
(3) 実地試験受験申込時

- (7) 実地試験受験申込書(規則第19号の2様式) ----- 1通
- (イ) 納付書(規則第31号様式) ----- 1通  
〔手数料相当の収入印紙を貼付のこと。消印したものは無効〕
- (ウ) 学科試験結果通知書の写し ----- 1通
- (エ) 既得技能証明書の写し ----- 1通  
〔飛行機及び回転翼航空機両方の技能証明書を有している者は、  
必ず両方の写しを添付すること。〕

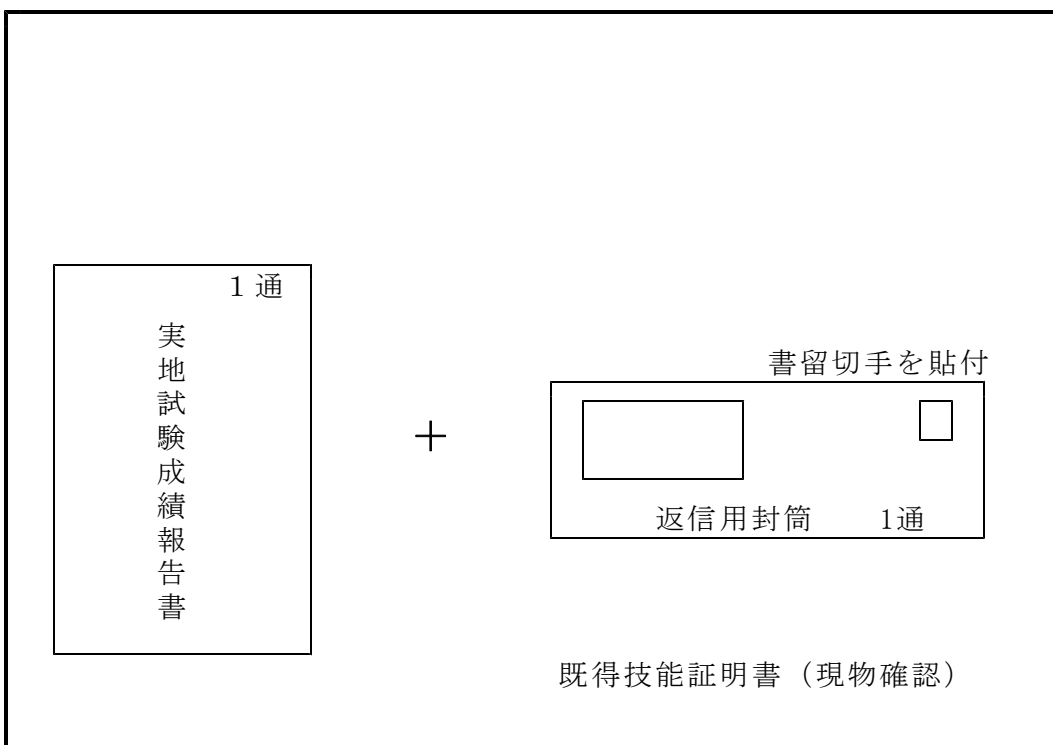
(4) 実地試験受験時〔航空従事者試験官に提出すること。〕

- (7) 実地試験成績報告書 ----- 1通
- (イ) 既得技能証明書(現物確認のため)
- (ウ) 返信用窓付封筒(航空英語能力証明書の送付用) ----- 1通  
〔指定封筒(必ず書留相当の切手を貼付すること。)]

## 実地試験受験申込時



## 実地試験受験時



---

航空英語能力証明申請書類・実地試験のみ受験する場合

---

2. **実地試験のみ受験する必要がある者**

〔更新申請者、航空大学校、指定養成施設の場合〕

(1) 実地試験受験申込時

(ア) 実地試験受験申込書(規則第19号の2様式) ----- 1通

(イ) 納付書(規則第31号様式) ----- 1通

〔手数料相当の収入印紙を貼付のこと。消印したものは無効〕

(ウ) 修了証明書(航空大学校、指定養成施設のみ) ----- 1通

(エ) 既得技能証明書の写し ----- 1通

〔 飛行機及び回転翼航空機両方の技能証明書を有している者は、  
必ず両方の写しを添付すること。また、更新申請者は既得航  
空英語能力証明書の写しを添付すること。 〕

(2) 実地試験受験時〔航空従事者試験官に提出すること。〕

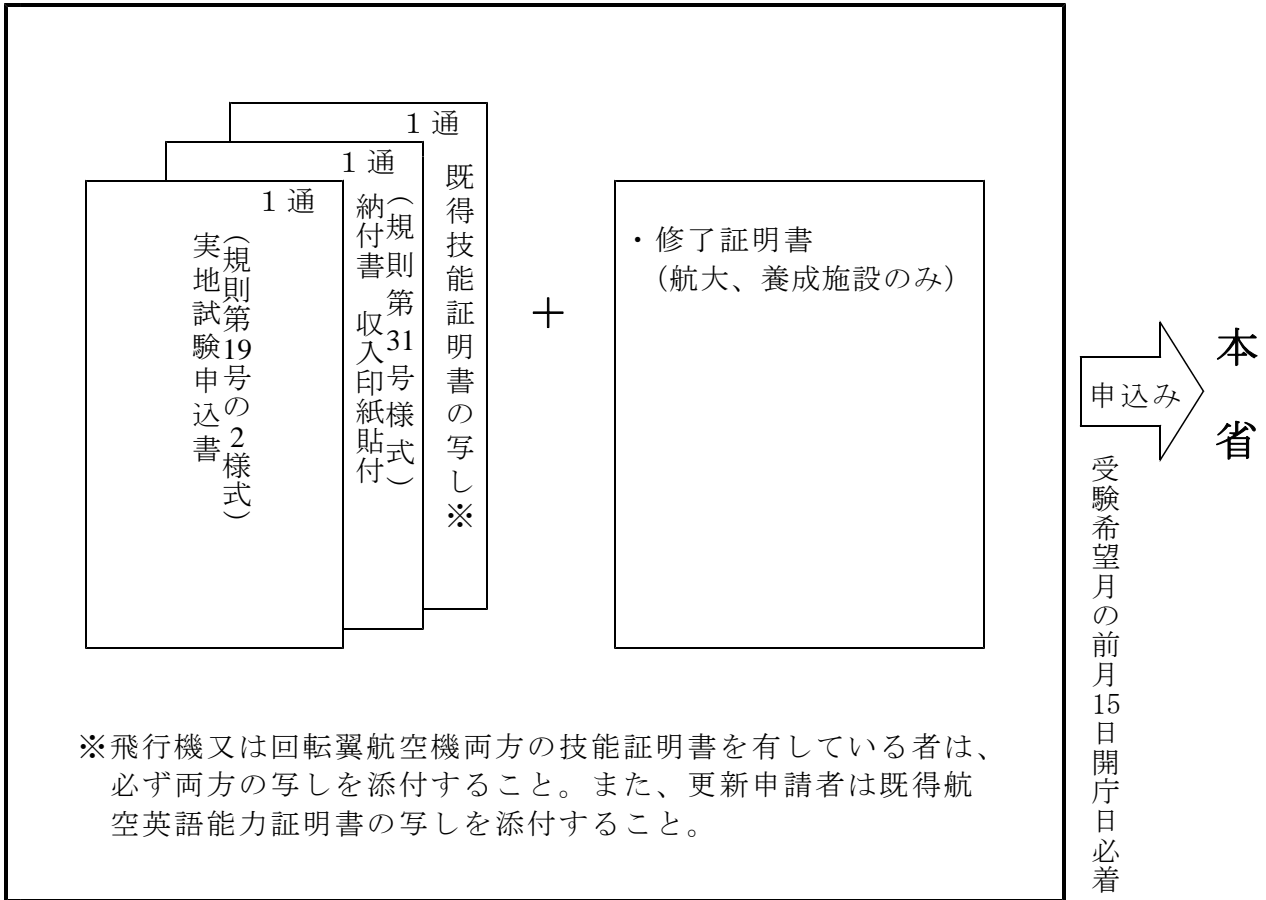
(ア) 実地試験成績報告書 ----- 1通

(イ) 既得技能証明書(現物確認のため)

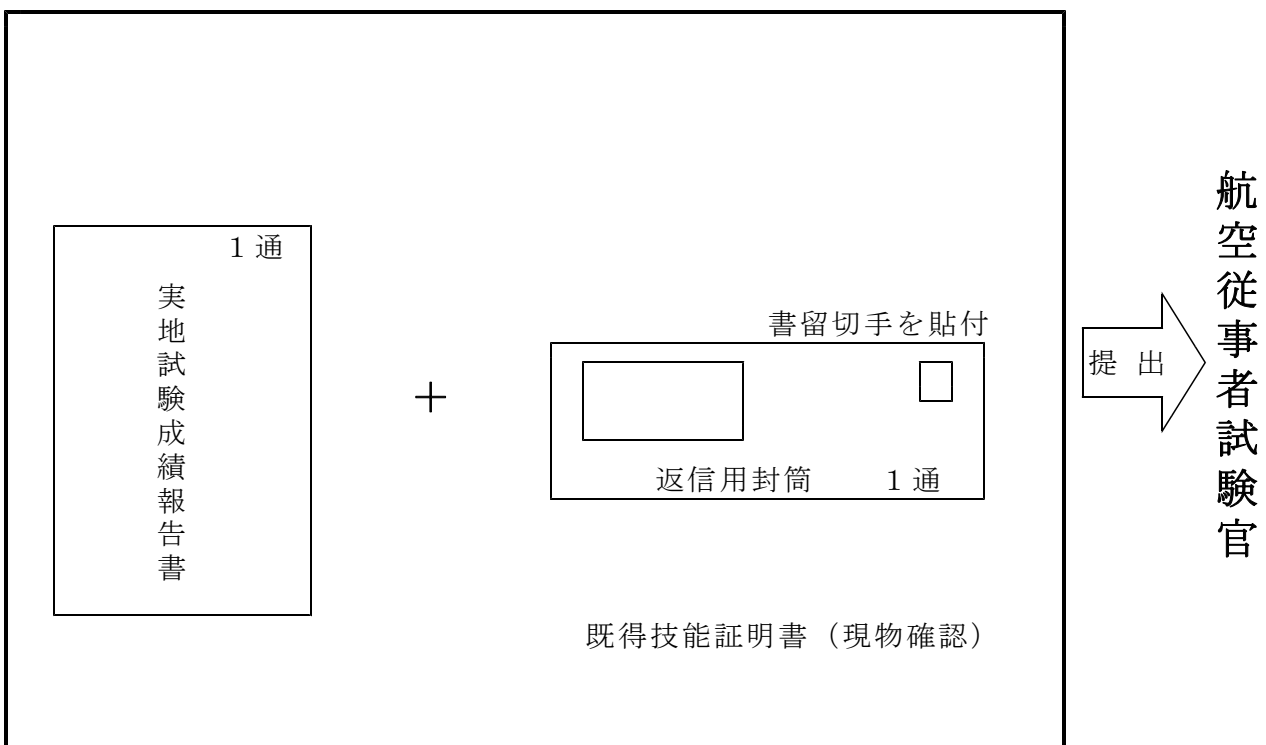
(ウ) 返信用窓付封筒(航空英語能力証明書の送付用) ----- 1通

〔指定封筒(必ず書留相当の切手を貼付すること。)]

## 実地試験受験申込時



## 実地試験受験時



---

航空英語能力証明申請書類・学科試験及び実地試験の両方とも受験する必要がない場合

---

3. **学科試験及び実地試験の両方とも受験する必要がない者**

[指定エアライン、指定養成施設、外国のライセンス切替の場合]

(1) 交付申請時

- (ア) 航空英語能力証明申請書(規則第19号の2様式) ----- 1通
- (イ) 納付書(規則第31号様式) ----- 1通  
[手数料相当の収入印紙を貼付のこと。消印したものは無効]
- (ウ) 能力判定結果証明書(指定エアラインのみ) ----- 1通
- (エ) 修了証明書(指定養成施設のみ) ----- 1通
- (オ) 既得技能証明書の写し ----- 1通  

{	飛行機及び回転翼航空機両方の技能証明書を有している者は、 必ず両方の写しを添付すること。また、更新申請者は既得航空 英語能力証明書の写しを添付すること。
---	--
- (カ) 外国のライセンスの写し ----- 1通
- (キ) 返信用窓付封筒(航空英語能力証明書の送付用) ----- 1通  
[指定封筒(必ず書留相当の切手を貼付すること。)]



## 交付申請時

